

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>【第1条（加盟店）】</p> <p>4. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問わない）できないものとします。</p> <p>【第2条（定義）】</p> <p>（2）カード</p> <p>下記①から③に記載したクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号を含む）のうち、当社が指定するものをいいます。</p> <p>①加盟店と会員の間の取引の決済機能を有する当社が発行するクレジットカード等</p> <p>②提携組織（以下で定義）に加盟している日本国内および日本国外の会社が発行するクレジットカード等</p> <p>③当社と提携関係にある日本国内および日本国外の会社が発行するクレジットカード等</p> <p>（6）提携組織</p> <p>当社が加盟または提携する組織（VISA Worldwide Pte. Limited およびMastercard International Incorporatedを含む）をいいます。</p> <p>【第3条（表明・保証）】</p> <p>3. 当社に加盟の申込みをする法人、個人および団体（以下「加盟申込店」という）は、当社に対して、本契約に基づき信用販売を開始する時点において、以下の（1）（2）（3）のいずれの事実も真実であることを表明し、保証します。</p> <p>（1）第7条、第9条、第27条第1項ないし第6項、第29条を遵守するための体制を構築済であること</p> <p>（2）特定商取引法に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近5年間に同法による処分を受けたことがないこと</p>	<p>【第1条（加盟店）】</p> <p>4. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものを含む）できないものとします。</p> <p>【第2条（定義）】</p> <p>（2）カード</p> <p>下記①から③に記載したクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号を含む。以下同様とする）のうち、当社が指定するものをいいます。</p> <p>①加盟店と会員の間の取引の決済機能を有する当社が発行するクレジットカード等</p> <p>②本条6号に規定する提携組織に加盟している日本国内および日本国外の会社が発行するクレジットカード等</p> <p>③当社と提携関係にある日本国内および日本国外の会社が発行するクレジットカード等</p> <p>（6）提携組織</p> <p>当社が加盟または提携する組織（VISA Worldwide Pte. Limited およびMastercard International Incorporatedを含むが、これらに限らない）をいいます。</p> <p>【第3条（表明・保証）】</p> <p>3. 当社に加盟の申込みをする法人、個人および団体（以下「加盟申込店」という）は、当社に対して、本契約に基づき信用販売を開始する時点において、以下の（1）（2）（3）のいずれの事実も真実であることを表明し、保証します。</p> <p>（1）第8条、第10条、第28条第1項ないし第6項、第30条を遵守するための体制を構築済であること</p> <p>（2）特定商取引法に関する法律（以下「特定商取引法」という）に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近5年間に同法による処分を受けたことがないこと</p>	<p>➤ 表現の修正</p> <p>➤ 定義の表現修正</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 端末使用不可の条件を追記</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
(新設)	<p>【第6条 (本取扱いの中止)】 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、カードの取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社はカードの取扱の中止または一時停止により加盟店または会員に生じた損害、損失について賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力によりカード等の取扱が困難であると当社が判断した場合。</p> <p>(2) その他、コンピュータシステム保守、その他当社が止むを得ない事情でカードの取扱の中止または一時停止が必要と判断した場合</p>	<p>➤ カード取扱い中止の新設</p>
<p>【第6条 (信用販売の種類)】</p>	<p>【第7条 (信用販売の種類)】</p>	<p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p>
<p>【第7条 (信用販売の方法)】 1. 加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、CCT等を利用して、その利用方法に関し加盟店に適用ある契約及び規約等（以下「取扱契約」という）に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、ガイドラインに掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、カードの真偽、売上票他媒体に署名を求め当該カード裏面の署名と同一であること、または、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、写真入りカードの場合には、利用者が当該カード面の写真と同一であること等、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとします。また、何らかの理由（故障、電話回線障害等）でCCT等の使用ができない場合は、第3項の手続きを行うものとします。</p> <p>2. 前項の信用販売を行った場合、加盟店は、当社が別途定める場合を除き、CCT等をその取扱契約に従い使用して当該信</p>	<p>【第8条 (信用販売の方法)】 1. 加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、CCT等を利用して、その利用方法に関し加盟店に適用ある契約および規約等（以下「取扱契約」という）に基づき全ての信用販売においてカードの有効性を確認し、取扱契約に定められた措置を講じて信用販売の承認を得るものとします。その際、ガイドラインに掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、カードの真偽、および会員が正しい暗証番号を入力したこと（一部暗証番号の入力が必須でないカードについてはこの限りではない）等、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないことを確認して信用販売を行うものとします。但し、当社が特に認める場合には、当社所定の措置を講じることにより信用販売を行うことができ、また、やむを得ない事由（故障、電話回線障害等）によりCCT等の使用ができない場合に限り、第3項の手続きを行うことができるものとします。</p> <p>2. 前項に基づきCCT等を利用して信用販売を行った場合、加盟店は、当社が別途定める場合を除き、CCT等をその取扱</p>	<p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 署名および写真入りカード取扱時確認の文言削除 端末使用不可時の対応条件の表記修正 定義の修正</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>用販売に関するデータ（以下「売上データ」という）を当社に送信するものとします。</p> <p>3. 加盟店は、CCT等を利用することなく信用販売を行なう場合には、前2項に関わらず、割賦販売法その他の法令に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べた上、当該カードが有効なものであることを確認し、当社所定の売上票にカード用印字器により当該カード表面記載のカードの会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、金額、信用販売の種類、加盟店名、加盟店番号、利用日、取扱者名等所定の事項を記入の上、会員の署名を徴求するものとします。その際、当該カード裏面の署名と売上票の署名を照合し、同一であることおよび写真入りカードの場合には、利用者が当該カード面の写真と同一であることもあわせて確認して信用販売を行うものとします。加盟店はカード用印字器を使用する場合にエンボスレスカード（ELECTRONIC USE ONLYと記載のカードを含む）の取扱いを行わないものとします。また、加盟店は、ガイドラインに掲げられた措置を講じて本項の信用販売を行うものとします。なお、加盟店は会員に対し、売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとしますが、別途当社から通知があった場合にはその指示に従うものとします。</p> <p>6. 売上データまたは売上票に記載できる金額は、信用販売に係る販売代金ならびにサービス提供代金（いずれも税金、送料等を含む）のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等は行わないものとします。</p> <p>7. 加盟店は、売上データまたは売上票の金額訂正、分割記載、利用日の不実記載等は行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当該売上データまたは売上票を破棄して新たに本条の手続きにより、売上データまたは売上票を作成しなおすものとします。</p> <p>8. 加盟店は、当社所定の売上データまたは売上票の様式以外のもは使用できないものとします。但し、当社が事前に承認した様式の売上データまたは売上票については使用できるものとします。また、売上データまたは売上票は加盟店の責任に</p>	<p>契約に従い使用して当社の定める方法により売上データを当社に送信するものとします。</p> <p>3. 加盟店は、CCT等を利用することなく信用販売を行なう場合には、前2項に関わらず、割賦販売法その他の法令に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べた上、当該カードが有効なものであることを確認し、当社所定の売上票にカード用印字器により当該カード表面記載のカードの会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、金額、信用販売の種類、加盟店名、加盟店番号、利用日、取扱者名等所定の事項を記入の上、会員の署名を徴求するものとします。その際、当該カード裏面の署名欄の署名と売上票の署名を照合し（但し、カード裏面に署名欄が設けられているカードに限る）、同一であることを確認して信用販売を行うものとします。加盟店はカード用印字器を使用する場合にエンボスレスカード（ELECTRONIC USE ONLYと記載のカードを含む）の取扱いを行わないものとします。また、加盟店は、ガイドラインに掲げられた措置を講じて本項の信用販売を行うものとします。なお、加盟店は会員に対し、売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとしますが、別途当社から通知があった場合にはその指示に従うものとします。</p> <p>6. 売上データまたは売上票（以下「売上データ等」という）に記載できる金額は、信用販売に係る販売代金ならびにサービス提供代金（いずれも税金、送料等を含む）のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等は行わないものとします。</p> <p>7. 加盟店は、売上データ等の金額訂正、分割記載、利用日の不実記載等は行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当社所定の方法により、売上データ等を作成しなおすものとします。</p> <p>8. 加盟店は、当社所定の売上データ等の様式以外のもは使用できないものとします。但し、当社が事前に承認した様式の売上データ等については使用できるものとします。また、売上データ等は加盟店の責任において保管・管理し、他に譲渡はで</p>	

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>において保管・管理し、他に譲渡はできないものとします。</p> <p>【第8条（本取扱いの中止）】 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、カードの取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社はカードの取扱を中止または一時停止することにより、加盟店および会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力によりカード等の取扱が困難であると当社が判断した場合。</p> <p>(2) その他、コンピュータシステム保守、その他当社が止むを得ない事情でカードの取扱の中止または一時停止が必要と判断した場合</p> <p>【第8条（不審な取引の通報）】</p> <p>【第9条（不正利用等発生時の対応）】 1. 加盟店は、その行った信用販売につき、第7条に違反したまたは不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なくその是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、前項の信用販売につき、第7条に違反したまたは不正利用がなされた場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告するものとします。</p> <p>【第10条（信用販売の円滑な実施）】 1. 加盟店は、信用販売を行うあるいは信用販売の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約</p>	<p>きないものとします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>【第9条（不審な取引の通報）】</p> <p>【第10条（不正利用等発生時の対応）】 1. 加盟店は、その行った信用販売につき、第8条に違反したまたは不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なくその是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、前項の信用販売につき、第8条に違反したまたは不正利用がなされた場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告するものとします。</p> <p>【第11条（信用販売の円滑な実施）】 1. 加盟店は、信用販売を行うあるいは信用販売の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法等の関連</p>	<p>➤ 条項の移動（第6条へ移動）</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 表現の修正 対象の信用販売取消および会員精算の追記</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>法等の関連法令を遵守するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。</p> <p>2. 加盟店は、信用販売を行った場合、直ちに商品またはサービス等を会員に引渡しまたは提供するものとします。但し、売上データまたは売上票記載の利用日に引渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。</p> <p>3. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められる包括信用購入あっせんに該当する信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第5項およびその施行規則に定める事項などを記載した書面を遅滞なく会員へ交付しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとします。</p> <p>4. 加盟店は、第13条第1項で定める売上データまたは同条第2項で定める売上集計票が当社に到着した後に会員が割賦販売法および特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回または信用販売の解除（以下「クーリング・オフ」という）を行った場合には、直ちに当社に対し当該信用販売の取消の手続を行うものとします。</p> <p>5. 加盟店は、第13条第1項で定める売上データまたは同条第2項で定める売上集計票が当社に到着した後に会員が当該信用販売を解除したときは、直ちに当社に届出るとともに、当社所定の方法により当該会員と当該信用販売の精算を行うものとします。</p> <p>6. 加盟店は、加盟店の事由により商品またはサービス等の引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員および当社へ連絡するものとします。</p> <p>7. 加盟店が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて当該売上債権に係る手続の取消しを行うこととし、当社は第13条に準じて処理するものとしま</p>	<p>法令を遵守するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。</p> <p>2. 加盟店は、信用販売を行った場合には、直ちに商品またはサービス等を会員に引渡しまたは提供するものとします。但し、売上データ等記載の利用日に引渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。</p> <p>3. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められた包括信用購入あっせんに該当する信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第5項およびその施行規則に定める事項等を記載した情報を遅滞なく会員へ提供しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する義務（情報提供義務または書面交付義務を含みますが、これらに限られない）を遵守するものとします。</p> <p>4. 加盟店は、第14条第1項で定める売上データまたは同条第2項で定める売上票が当社に到着した後に会員が割賦販売法もしくは特定商取引法に定める信用販売の申込の撤回もしくは信用販売の解除または法令に基づく信用販売の取消（以下、総称して「信用販売の解除等」という）を行った場合には、直ちに当社に届け出るとともに、当社所定の方法により、当該信用販売の取消および当該会員との精算の手続を行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>5. 加盟店は、加盟店の事由により商品またはサービス等の引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員および当社へ連絡するものとします。</p> <p>6. 加盟店が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法により、当該売上債権に係る手続の取消しならびに当該信用販売の取消および当該会員との精算の手</p>	<p>条項の統合（第4項および第5項）</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>す。</p> <p>8. 加盟店は、前項により手続を取消した売上債権の立替払金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第18条第3項を準用することができるものとします。</p> <p>【第11条（信用販売の責任）】 加盟店は、第7条ないし第10条に定める手続によらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第18条の規定に従うものとします。</p> <p>【第12条（無効カードの取扱い）】</p> <p>【第13条（立替払等）】 1. 加盟店は、第7条第1項その他本規約の規定に基づいてCCT等を利用して信用販売を行った場合は、信用販売を行った日から15日以内（休日を含む）に、当該CCT等の取扱契約に基づき当社に売上データを送信して立替払いを請求するものとします。 2. 加盟店は、第7条第3項その他本規約の規定に基づいてCCT等を利用することなく信用販売を行った場合は、信用販売を行った日から20日以内（休日を含む）に、当該売上債権を集計し、当社所定の方法で、当社所定の売上集計票を添付して、売上票を当社宛に送付して立替払いを請求するものとします。 3. 第1項の送信期限以降に売上データが送信された売上債権および前項の送付期限以降に売上集計票が送付された売上債権について、当社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合、および当社が加盟または提携する組織に加盟しているもしくは当社と提携関係にある日本国内および日本国外の会社が、正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡または立替えて支払うことにつき拒否または異議を唱えた場合もしくは当該会社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の</p>	<p>続を行うこととし、当社は第14条に準じて処理するものとします。</p> <p>7. 加盟店は、前項により手続を取消した売上債権にかかる立替払金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第19条第3項を準用することができるものとします。</p> <p>【第12条（信用販売の責任）】 加盟店は、第8条ないし第11条に定める手続によらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第19条の規定に従うものとします。</p> <p>【第13条（無効カードの取扱い）】</p> <p>【第14条（立替払等）】 1. 加盟店は、第8条第1項その他本規約の規定に基づいてCCT等を利用して信用販売を行った場合は、信用販売を行った日から15日以内（休日を含む）に、当該CCT等の取扱契約に基づき当社に売上データを送信して立替払いを請求するものとします。 2. 加盟店は、第8条第3項その他本規約の規定に基づいてCCT等を利用することなく信用販売を行った場合は、信用販売を行った日から30日以内（休日を含む）に、当該売上債権を集計し、当社所定の方法で、当社所定の売上集計票を添付して、売上票を当社宛に送付して立替払いを請求するものとします。 3. 第1項の送信期限経過後に売上データが送信された売上債権および前項の送付期限以降に売上集計票が送付された売上債権について、当社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合、および当社が加盟または提携する組織に加盟しているもしくは当社と提携関係にある日本国内および日本国外の会社が、正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡または立替えて支払うことにつき拒否または異議を唱えた場合もしくは当該会社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権</p>	<p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 売上票送付期限の変更 売上データおよび売上票の提出期限の変更 通信販売加盟店規約との表現統一</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第18条の規定に従うものとします。</p> <p>4. 加盟店は、信用販売を行った日から2ヶ月以上経過した売上債権の立替払いを拒否されても異議を申立てないものとします。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>5. 加盟店は、売上債権および立替払い請求をすることにより発生する加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできないものとします。</p> <p>6. 当社による加盟店への立替払金支払債務は、売上データまたは売上集計票が当社に到着したときにその効力を発生するものとします。</p> <p>【第14条 (商品の所有権の移転)】 加盟店が会員に信用販売した商品の所有権は、当社が第15条の規定に基づき当該代金を加盟店に支払ったときに加盟店より当社に移転するものとします。</p>	<p>回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第19条の規定に従うものとします。</p> <p>4. 当社は、信用販売を行った日から30日を経過した後に売上データが送信されまたは売上集計票が送付された売上債権について、無条件で立替払いを拒否することができるものとし、加盟店はこれに異議を申立てないものとします。</p> <p>5. 当社による加盟店への立替払金支払債務は、売上データ等が当社に到着したときにその効力を発生するものとします。ただし、加盟店が第1項に基づき売上データの送信によって立替払いを請求する場合は、当該売上データが当社のコンピュータによって事故なく読み込まれた時に当社の加盟店に対する立替払金支払債務が生じるものとします。</p> <p>6. 加盟店は、売上債権および立替払い請求をすることにより発生する加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできないものとします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>【第15条 (商品の所有権の移転)】 1. 加盟店が会員に信用販売した商品の所有権は、当社が第16条の規定に基づき当該代金を加盟店に支払ったときに加盟店より当社に移転するものとします。 2. 当社が第18条に基づき立替払金の返還の請求等をした場合、当該商品の所有権は、立替払金の支払前である場合には直ちに、既に立替払金を支払っている場合には加盟店が立替払金を当社に返還したときに、当社から加盟店へ移転するものとします。 3. 偽造カードの使用、カードの第三者利用等により、会員以外の者に対して加盟店が信用販売を行った場合でも、当社が加盟店に当該立替払金を支払った場合には、当該商品の所有権は当社に帰属するものとします。 4. 当社は、信用販売した商品の所有権が加盟店に属する場合でも、必要があると当社が判断した場合には、加盟店に代わっ</p>	<p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 通信販売加盟店規約との表現統一</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>【第15条（支払方法）】</p> <p>1. 当社が立替払いをする売上債権にかかる債務の締切日および加盟店への立替払金の支払日は次の通りとします</p> <p>2. 前項の支払いは、各支払日における合計額から第20条に定める手数料を差引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、支払日は翌営業日とします。</p> <p>3. 加盟店から本契約に違反した売上データまたは売上票が当社に到着した場合その他、加盟店が本契約に違反した信用販売を行った場合には、当社は当社が加盟店に負担する立替払金支払債務の全部または一部の支払いを拒絶できるものとします。</p> <p>4. 加盟店から提出された売上データまたは売上票の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該立替払金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</p> <p>【第16条（会員との紛議とカード利用代金等）】</p> <p>1. 加盟店は、会員に対して提供した商品またはサービス（付帯関連する役務を含む）等加盟店と会員間の問題に関し、会員との間で紛議が生じた場合、遅滞なく紛議を自らの責任と費用負担の下、解決するものとします。</p>	<p style="color: red;">て商品の回収をすることができるものとします。</p> <p>【第16条（支払方法）】</p> <p>1. 当社が立替払いをする売上債権にかかる債務の締切日および加盟店への立替払金の支払日は次の通りとします。但し、当社と別途約定がある場合には、その定めに従うものとします。</p> <p>2. 前項の支払いは、各支払日における合計額から第21条に定める手数料を差引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、支払日は翌営業日とします。また、振込手数料は当社の負担とします。</p> <p>3. 加盟店から本契約に違反した売上データ等が当社に到着した場合その他、加盟店が本契約に違反した信用販売を行った場合には、当社は当社が加盟店に負担する立替払金支払債務の全部または一部の支払いを拒絶できるものとします。</p> <p>4. 加盟店から提出された売上データ等の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力しなければならず、当社は調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該立替払金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。また、加盟店は、当該売上データ等にかかる資料の提示・提出等、当社の調査に協力するものとします。</p> <p>【第17条（会員との紛議とカード利用代金等）】</p> <p>1. 加盟店は、会員に対して販売した商品またはサービス（付帯関連する役務を含む）等の未提供、品質不良、契約不適合、運送中の破損、数量不足、品違いその他販売した商品またはサービス等に関して会員との間に生じた紛議については、遅滞なくこれを自らの責任と費用負担の下、解決するものとします。その紛議の内容により、当社から商品またはサービス等の変更、販売方法、運送もしくは提供方法等について改善の申入れを受けたときは、加盟店はこれによる改善を行うものとします。</p>	<p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更別約定があった場合の文言追記 振込手数料負担の追記 売上データに係る調査協力の追記</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 通信販売加盟店規約との表現統一</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p style="text-align: center; color: red;">(新設)</p> <p>2. 加盟店は、前項の紛議の解決にあたり、当社の許可なく会員に対して当該カード利用代金を直接返還しないものとします。</p> <p>3. 第1項の紛議を理由に会員が当該カード利用代金の支払いを拒否した場合、会員との紛議が発生する可能性があるとして当社が認めた場合、または会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該立替払金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</p> <p>4. 当社から紛失・盗難・不良会員・第三者利用等の理由によりカードの回収を依頼した場合、加盟店はカードの回収に協力するものとします。カードの回収について後日会員と紛議が生じた場合は、すべて当社が責任をもって解決するものとします。</p> <p>【第17条 (会員との紛議に関する措置等)】</p> <p>【第18条 (立替払金の返還等 (買戻し) の特約)】</p> <p>1. 下記のいずれかに該当した場合、当社は、立替払いをせず、または立替払金が当社より支払済みである場合は返還を請求できるものとします。当社は、下記の何れかの事由が存在すると合理的に判断する場合には、加盟店に対し、当該事由の存否を照会することができ、加盟店は速やかに、当該事由の不存在を証明しなければならないものとします。加盟店がこの証明を行わない場合には、当社は、立替払金の返還を請求等できるものとします。</p>	<p>2. 加盟店は、前項の紛議に際して会員から商品の返品またはサービスの申込みの取消の申出があった場合には、速やかにこれに応じて前条の処置を取るものとします</p> <p>3. 加盟店は、本条第1項の紛議の解決にあたり、当社の許可なく会員に対して当該カード利用代金を直接返還しないものとします。</p> <p>4. 第1項の紛議を理由に会員が当該カード利用代金の支払いを拒否した場合、会員との紛議が発生する可能性があるとして当社が認めた場合、または会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該立替払金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。なお、当社が加盟店に対する該当立替払金の支払いを保留する場合は、当社は加盟店に書面または電磁的記録にて通知を行うものとします。加盟店が当該紛議の解決を証明した場合は、当社は加盟店に対して当該立替払金を支払うものとします。</p> <p>5. 当社から紛失・盗難・不良会員・第三者利用等の理由によりカードの回収を依頼した場合、加盟店はカードの回収に協力するものとします。カードの回収について後日会員と紛議が生じた場合は、全て当社が責任をもって解決するものとします。</p> <p>【第18条 (会員との紛議に関する措置等)】</p> <p>【第19条 (立替払金の返還等 (買戻し) の特約)】</p> <p>1. 下記のいずれかに該当した場合、当社は、加盟店に対し、立替払いをせず、または立替払金が当社より支払済みである場合は返還を請求 (以下、本条において、立替払いをしないことおよび支払済みの立替払金の返還請求を総称して「立替払金の返還請求等」という) できるものとします。当社は、下記のいずれかの事由が存在すると合理的に判断する場合には、加盟店に対し、当該事由の存否を照会することができ、加盟店は速やかに、当該事由の不存在を証明しなければならないものとしま</p>	<p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 通信販売加盟店規約との表現統一</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>(1) 当社が立替払いをした売上債権にかかる売上データまたは売上票が正当なものでないこと、その他売上データまたは売上票の記載内容が不実不備であった場合</p> <p>(2) 第6条第2項の規定に違反して信用販売を行った場合</p> <p>(3) 第7条ないし第10条に定める手続きによらず信用販売を行った場合</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(4) 第12条第1項、第2項の規定に違反して信用販売を行った場合</p> <p>(5) 第13条第3項の事態が発生した場合</p> <p>(6) 第15条第4項の調査に対して当社が合理的と認める協力が無い場合</p> <p>(7) 第16条第1項の会員との紛議が解決されない場合</p> <p>(8) 会員がクーリング・オフを行ったにもかかわらず信用販売の取消を行わない場合</p> <p>(9) 会員が、第10条第5項に定める信用販売の解除を行った場合</p> <p>(10) その他本規約の規定に違反して信用販売が行われたことが判明した場合</p> <p>2. 第10条第6項の販売を行った加盟店が会員に対して商品またはサービス等の引渡しまたは提供が困難になった場合において、この事態を理由に会員が未提供の商品またはサービス等に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の当社に対する支払いが滞ったとき、または会員が当社に対して当該代金の返還を求めたときは、当社は加盟店に対し、立替払金の返還を請求等できるものとします。</p> <p>3. 前2項の場合、加盟店は当該売上債権および他の売上債権の立替払いに伴い生ずる第15条第1項および第2項に規定する振込金から、返還請求等の対象となった立替払金を差引充当すること、ならびに当該立替払金に不足が生じる場合は次回</p>	<p>す。加盟店がこの証明を行わない場合には、当社は、立替払金の返還請求等をすることができるものとします。</p> <p>(1) 当社が立替払いをした売上債権にかかる売上データ等が正当なものでないこと、その他売上データ等の記載内容が不実不備であった場合</p> <p>(2) 第7条第2項の規定に違反して信用販売を行った場合</p> <p>(3) 第8条ないし第11条に定める手続きによらず信用販売を行った場合</p> <p>(4) 本規約の規定に反する手続きにより作成された売上データ等による債権と認められた場合</p> <p>(5) 第13条第1項、第2項の規定に違反して信用販売を行った場合</p> <p>(6) 第14条第3項の事態が発生した場合</p> <p>(7) 第16条第4項の調査に対して当社が合理的と認める協力が無い場合</p> <p>(8) 第17条第1項の会員との紛議が解決されないとき当社が判断した場合</p> <p>(9) 会員が信用販売について、取消、解約または信用販売の解除等(第11条第4項に定めるものを含むが、これらに限られない)を行った場合</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(10) その他本規約の規定に違反して信用販売が行われたことが判明した場合</p> <p>2. 第11条第6項の販売を行った加盟店が会員に対して商品またはサービス等の引渡しまたは提供が困難になった場合において、この事態を理由に会員が未提供の商品またはサービス等に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の当社に対する支払いが滞ったとき、または会員が当社に対して当該代金の返還を求めたときは、当社は加盟店に対し、立替払金の返還請求等をすることができるものとします。</p> <p>3. 前2項の場合、加盟店は第16条第1項および第2項に規定する振込金(以下、「振込金という」から、立替払金の返還請求等の対象となった立替払金を差引充当すること、および当該立替払金に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次当</p>	

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>以降の振込金を順次当該立替払金に充当すること等、当社所定の方法により遅滞なく返金することを承諾するものとします。</p> <p>4. 前項の手続きを行ったにもかかわらず、当社が返還等を請求した日から2ヶ月以上を経過した残金がある場合、加盟店は当社の請求により遅滞なくその残金を一括して支払うものとします。なお、返還等を請求した日とは当社が口頭または文書により加盟店に通知した日とします。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>【第19条 (不正利用被害の負担)】</p> <p>1. 加盟店が、提示されたカードがICカードまたはICカードの磁気データが不正に複製された磁気カードであるにもかかわらず第7条によることなく信用販売を行った場合において、当該信用販売で提示されたカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、当社は、加盟店に対し、当該信用販売に係る立替払金の支払を拒みまたは支払済みの当該会員の返還を請求することができるものとします。</p> <p>2. 当社が加盟店に対して別途書面またはこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、加盟店が、クレジットカードの提示者とクレジットカードの名義人との同一性の確認について、ガイドラインに定められた措置を講じることなく信用販売を行ったときであっても、前項の適用との関係では、これをもって直ちに「第7条によることなく信用販売を行った場合」とはみなさないものとします。</p>	<p>該立替払金に充当すること等、当社所定の方法により遅滞なく返金することを承諾するものとします。この充当は、次回以降の振込金に、立替払金の返還請求等の対象となったカード取扱店舗による信用販売の売上債権が含まれるか否かおよびその金額の如何にかかわらず、当社の加盟店に対する立替払金額全額を対象として行うことができるものとします。</p> <p>4. 前項の手続きを行ったにもかかわらず、当社が立替払金の返還を請求した日から2ヶ月以上を経過した残金がある場合、加盟店は遅滞なくその残金を一括して支払うものとします。なお、「立替払金の返還を請求した日」とは当社が口頭または文書により加盟店に通知した日とします。</p> <p>5. 加盟店が当社に届け出た所在地を変更する等、加盟店が当社の通知、または意思表示を受領すべき場所が当社にとって不明となったときは、当社は加盟店に対する通知を省略して本条の手続きを取ることができるものとします。この場合、加盟店は、前項に定める残金を遅滞なく一括して支払うものとします。</p> <p>【第20条 (不正利用被害の負担)】</p> <p>1. 加盟店が、提示されたカードが不正なICカードまたはICカードのデータが不正に複製された磁気カードであるにもかかわらず第8条によることなく信用販売を行った場合において、当該信用販売で提示されたカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、当社は、加盟店に対し、当該信用販売に係る立替払金の支払を拒みまたは支払済みの当該会員の返還を請求することができるものとします。</p> <p>2. 当社が加盟店に対して別途書面またはこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、加盟店が、クレジットカードの提示者とクレジットカードの名義人との同一性の確認について、ガイドラインに定められた措置を講じることなく信用販売を行ったときであっても、前項の適用との関係では、これをもって直ちに「第8条によることなく信用販売を行った場合」とはみなさないものとします。</p>	<p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更表現の修正</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>【第20条（手数料の支払い）】</p> <p>【第21条（加盟料、有料用度品代金）】</p> <p>【第22条（提携組織の規則等の遵守）】</p> <p>【第23条（加盟店の禁止行為）】</p> <p>【第24条（状況報告）】</p> <p>【第25条（営業秘密等の守秘義務等）】 4. 加盟店および当社は、営業秘密等をその責任において完全に保管するものとし、本契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとします。</p> <p>5. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。</p> <p>【第26条（個人情報の守秘義務等）】 2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。 （1）加盟店および当社間でペーパーやMT等を媒介にオフラインで交換される会員の個人に関する情報</p> <p>3. 加盟店は、個人情報を漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、当社の故意または過失による場合を除き個人情報の漏洩等に関し責任を負うものとします。</p>	<p>【第21条（手数料の支払い）】</p> <p>【第22条（加盟料、有料用度品代金）】</p> <p>【第23条（提携組織の規則等の遵守）】</p> <p>【第24条（加盟店の禁止行為）】</p> <p>【第25条（状況報告）】</p> <p>【第26条（営業秘密等の守秘義務等）】 4. 加盟店および当社は、営業秘密等をその責任において完全に保管するものとし、自己の役員または従業員に対し、就業規則・社内規程等により、本条と同様の営業秘密等保持義務を課した上でなければ、相手方の営業秘密等を開示してはならないものとします。また、本契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとします。ただし、法令または社内規則等により、保管が必要な場合はこの限りではありません。</p> <p>5. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。</p> <p>【第27条（個人情報の守秘義務等）】 2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。 （1）加盟店および当社間で紙媒体の利用その他のオフラインで交換される会員の個人に関する情報</p> <p>3. 加盟店は、個人情報を漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、当社の故意または重過失による場合を除き個人情報の漏洩等に関し責任を負うものとします。</p>	<p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 営業秘密等に関する開示について追記</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 表現の変更</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>【第27条（カードの会員番号等の適切な管理）】</p> <p>【第28条（委託の場合の個人情報等の取扱い）】</p> <p>【第29条（委託の場合のカードの会員番号等の適切な管理）】 （2）委託先に対して、第27条第2項および第3項の義務と同等の義務を負担させること （3）委託先が前号の措置を講じなければならない旨、および、第27条第4項に準じて加盟店から委託先に対して措置の変更を求めることができ、委託先はこれに応じる義務を負う旨を、委託契約中に定めること</p> <p>（6）委託先が加盟店から取扱いを委託されたカードの会員番号等につき、漏洩等が発生した場合またはそのおそれが生じた場合、第27条各項に準じて、委託先は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに二次被害および再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること</p> <p>（7）加盟店および当社が委託先に対し、カードの会員番号等の取扱いに関し第32条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること</p> <p>（8）委託先がカードの会員番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること</p> <p>2. 委託先の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合、またはそのおそれが生じた場合には、加盟店は第27条第5項ないし第8項と同等の義務を負うものとします。</p> <p>【第30条（第三者からの申立）】 2. 前項の第三者からの当社に対する申立が、第26条第3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が当該申立を解決するのに要した一切の費用（直接の費用である</p>	<p>【第28条（カードの会員番号等の適切な管理）】</p> <p>【第29条（委託の場合の個人情報等の取扱い）】</p> <p>【第30条（委託の場合のカードの会員番号等の適切な管理）】 （2）委託先に対して、第28条第2項および第3項の義務と同等の義務を負担させること （3）委託先が前号の措置を講じなければならない旨、および、第28条第4項に準じて加盟店から委託先に対して措置の変更を求めることができ、委託先はこれに応じる義務を負う旨を、委託契約中に定めること</p> <p>（6）委託先が加盟店から取扱いを委託されたカードの会員番号等につき、漏洩等が発生した場合またはそのおそれが生じた場合、第28条各項に準じて、委託先は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに二次被害および再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること</p> <p>（7）加盟店および当社が委託先に対し、カードの会員番号等の取扱いに関し第33条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること</p> <p>（8）委託先がカードの会員番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること</p> <p>2. 委託先の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生した場合、またはそのおそれが生じた場合には、加盟店は第28条第5項ないし第8項と同等の義務を負うものとします。</p> <p>【第31条（第三者からの申立）】 2. 前項の第三者からの当社に対する申立が、第27条第3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が当該申立を解決するのに要した一切の費用（直接の費用である</p>	<p>▶ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>▶ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>▶ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>▶ 条項追加に伴い条項番号の変更</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>か間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含む)を負担するものとし、加盟店は当社の請求に従い、当該費用相当額を直ちに支払うものとします。</p> <p>【第31条（個人情報安全管理措置）】 3. 加盟店は、個人情報を会員に公表または通知する以外の目的に使用し、または、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときには、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。</p> <p>【第32条（調査）】 1. 以下のいずれかの事由があるときは、当社は、自らまたは当社が適当と認めて選定したものにより、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。</p> <p>③加盟店が本規約第7条第1項、第9条、第27条、第29条、第33条または第34条のいずれかに違反しているおそれがあるとき</p> <p>【第33条（是正計画の策定と実施）】 （新設）</p> <p>1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は加盟店に対して期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求め、加盟店はこれに応じるものとします。</p> <p>①加盟店が第27条第3項および第4項、若しくは第29条第1項の義務を履行せず、または委託先が第29条第1項第2号</p>	<p>か間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含む)を負担するものとし、加盟店は当社の請求に従い、当該費用相当額を直ちに支払うものとします。</p> <p>【第32条（個人情報安全管理措置）】 3. 加盟店は、個人情報を会員に公表または通知する以外の目的に使用し、または、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときには、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。但し、当該個人情報がカードの会員番号等を含む場合については、第28条第5項ないし第8項が準用されるものとします。</p> <p>【第33条（調査）】 1. 以下のいずれかの事由があるときは、当社は、自らまたは当社が適当と認めて選定したものにより、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。</p> <p>③加盟店が本規約第8条第1項、第10条、第28条、第30条、第34条または第35条のいずれかに違反しているときまたは違反しているおそれがあるとき</p> <p>【第34条（是正計画の策定と実施）】 1. 当社は、取扱商品・サービス等が信用販売にふさわしくないと判断し、改善措置等が必要または適当と認めた場合には、加盟店に対して変更・改善もしくは販売中止を求めることができるものとし、加盟店はその要求に従い速やかに自己の負担において適切な措置を取るものとします。 2. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は加盟店に対して期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求め、加盟店はこれに応じるものとします。</p> <p>①加盟店が第28条第3項、同条第4項、もしくは第30条第1項の義務を履行せず、もしくは委託先が第30条第1項第2</p>	<p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更カード番号等を含む場合の摘要条文について追記</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更違反懸念時の調査実施の追記</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更改善措置事項の追加</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>若しくは第3号により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき</p> <p>②加盟店または委託先の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生、またはそのおそれがある場合であって、第27条第5項および第29条第2項の義務を相当期間内に履行しないとき</p> <p>③加盟店が第7条第1項に違反しまたはそのおそれがあるとき</p> <p>④加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第9条の義務を相当期間内に履行しないとき</p> <p>⑤加盟店が法令または本契約に違反するとき</p> <p>⑥前各号に掲げる場合の他、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき</p> <p>2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができるものとします。</p> <p>【第34条（届出事項の変更等）】</p> <p>2. 加盟店は、第7条第1項、第9条、第27条第3項および第4項、第29条ならびに第33条第1項6号に定める措置や計画を変更しようとする場合には、あらかじめ当社へ届け出のうえ、当社と協議しなければならないものとします。</p> <p>3. 加盟店は、本条第1項の届出がないために当社からの通知またはその他送付書類、第15条第2項に規定する振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。本条第1項に基づく電子メールアドレスの変更届出がないために、当社が当該電子メールアドレスへ宛てて送信した振込額</p>	<p>号もしくは第3号により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき</p> <p>②加盟店または委託先の保有するカードの会員番号等の漏洩等が発生、またはそのおそれがある場合であって、第28条第5項および第30条第2項の義務を相当期間内に履行しないとき</p> <p>③加盟店が第8条第1項に違反しまたはそのおそれがあるとき</p> <p>④加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第10条の義務を相当期間内に履行しないとき</p> <p>⑤加盟店が法令または本契約に違反するとき</p> <p>⑥前各号に掲げる場合の他、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき</p> <p>3. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができるものとします。</p> <p>【第35条（届出事項の変更等）】</p> <p>2. 加盟店は、第8条第1項、第10条、第28条第3項、同条第4項、第30条ならびに第34条第1項6号に定める措置や計画を変更しようとする場合には、あらかじめ当社へ届出のうえ、当社と協議しなければならないものとします。</p> <p>3. 加盟店は、本条第1項の届出がないために当社からの通知、その他の送付書類、もしくは第16条第2項に規定する振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。本条第1項に基づく電子メールアドレスの変更届出がないために、当社が当該電子メールアドレスへ宛てて送信した振</p>	<p style="text-align: right;">▶ 条項追加に伴い条項番号の変更</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>等の通知またはその他の各種通知等が延着し、または到着しなかったと当社が認識した場合も同様とします。</p> <p>4. 加盟店が第3条第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</p> <p>5. 本条第1項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る本条第1項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、加盟店は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。</p> <p>【第35条（契約解除等）】</p> <p>1. 第38条の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事態が発生した場合、または当社が違反しているものと認めた場合、当社は、本契約を直ちに解除できるものとします。この場合、当社は、解除の効力発生前に、何らの通知を要することなく、直ちに本契約による取引を停止させることができますものとします。その場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。当社が本項に基づき本契約を解除した場合、当社に対する一切の未払債務について、加盟店は当然に期限の利益を失うものとし、直ちに支払うものとします。</p> <p>(10) 加盟店が割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合</p> <p>(13) 第4条ないし第12条に定める手続によらずに信用販売を行った場合</p> <p>(14) 第15条第4項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合</p> <p>(15) 第18条の規定に違反して返還等に応じない場合</p> <p>(16) 加盟店に対し第34条第4項の調査等が完了しない場合や、加盟店がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</p>	<p>込額等の通知またはその他の各種通知等が延着し、または到着しなかったと当社が認識した場合も同様とします。</p> <p>4. 加盟店が第3条に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</p> <p>5. 本条第1項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る本条第1項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、加盟店は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。</p> <p>【第36条（契約解除等）】</p> <p>1. 第39条の規定にかかわらず、当社は、加盟店に下記各号のいずれかの事態が発生した場合、本契約を直ちに解除できるものとします。この場合、当社は、解除の効力発生前に、何らの通知を要することなく、直ちに本契約による取引を停止させることができますものとし、加盟店は取引の停止または本契約の解除によって当社に生じた損害を賠償するものとします。当社が本項に基づき本契約を解除した場合、加盟店は当社に対する一切の未払債務について、当然に期限の利益を失うものとし、直ちにこれを支払うものとします。</p> <p>(10) 加盟店が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合</p> <p>(13) 第4条ないし第13条に定める手続によらずに信用販売を行った場合</p> <p>(14) 第16条第4項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合</p> <p>(15) 第19条の規定に違反して返還等に応じない場合</p> <p>(16) 加盟店に対し第35条第4項の調査等が完了しない場合や、加盟店がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</p>	<p>▶ 条項追加に伴い条項番号の変更 通信販売加盟店規約との表現統一 表現の修正</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>(17) 第32条、33条、34条に違反して調査事項の報告等の義務を履行しない場合</p> <p>(18) その他加盟店が、本契約に違反した場合もしくは当社が加盟店として不適当と認めた場合</p> <p>2. 本規約の解約・解除条項または前項各号のいずれかの事態が発生した場合、本規約の解約・解除条項または前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたかまたは当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本契約に基づく債務の全部または一部の支払を保留することができるものとします。この場合、当社は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。</p> <p>3. 第1項第3号ないし第5号のいずれかの事態が発生した場合、本契約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問わない）とは、何らの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されるものとします。本規約の解約・解除条項または第1項各号（第3号ないし第5号を除く）のいずれかの事態が発生した場合または当社が必要または適当と認めた場合、当社は、本契約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問わない）とを、何らの意思表示を要せず、対当額で相殺することができるものとします。</p> <p>4. 加盟店は、第38条および本条第1項により本契約が解約または解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識をとりはずすものとし、未使用の売上票等も含め一切の用度品を直ちに当社へ返却するものとします。</p> <p>【第36条（損害賠償）】 加盟店が本契約に違反して信用販売を行った等、加盟店の責めに帰すべき事由により当社が損害を被った場合には、加盟店は</p>	<p>(17) 第33条、34条、35条に違反して調査事項の報告等の義務を履行しない場合</p> <p>(18) その他加盟店が、本契約に違反した場合または当社が加盟店として不適当と認めた場合</p> <p>2. 本契約において当社が本契約を解約もしくは解除することができる事態（前項各号の事態を含むが、これに限られない）が発生した場合、本契約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、本契約に基づく債務（当該事態発生前に生じていた債務を含む）の全部または一部の支払を保留することができるものとします。この場合、当社は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。</p> <p>3. 第1項第3号ないし第5号のいずれかの事態が発生した場合、本契約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問わない）とは、何らの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されるものとします。本契約において当社が本契約を解約もしくは解除することができる事態（第1項第3号ないし第5号を除く）が発生した場合または当社が必要かつ適当と認めた場合、当社は、本契約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本契約に基づくものであるか否かは問わない）とを、何らの意思表示を要せず、対当額で相殺することができるものとします。</p> <p>4. 加盟店は、理由の如何を問わず本契約が解約または解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識をとりはずすものとし、未使用の売上票等も含め一切の用度品を直ちに当社へ返却するものとします。</p> <p>【第37条（損害賠償）】 加盟店が本契約に違反して信用販売を行った等、加盟店の責めに帰すべき事由により当社、会員、カード会社等またはその他</p>	<p style="text-align: right;">▶ 条項追加に伴い条項番号の変更 被損害対象者の明記</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p>当社に対し当該損害を賠償する責を負うものとします。なお、損害には、提携組織の規則等により当社が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします）等を含むものとします。</p> <p>【第37条（遅延損害金）】</p> <p>【第38条（有効期間・解約）】 加盟店および当社は、本契約の有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとします。但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、当社は加盟店に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより（加盟店との連絡不能による場合は、第34条第3項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、本契約を解約できるものとします。</p> <p>【第39条（規約の変更、承認）】</p> <p>【第40条（本規約に定めのない事項）】</p> <p>【第41条（合意管轄裁判所）】 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本支店並びに営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。</p> <p>【第42条（準拠法）】</p>	<p>の第三者が損害を被った場合には、加盟店はこれらの者に対し当該損害を賠償する責を負うものとします。なお、損害には、提携組織の規則等により当社が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします）等を含むものとします。</p> <p>【第38条（遅延損害金）】</p> <p>【第39条（有効期間・解約）】 加盟店および当社は、本契約の有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとします。但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、当社は加盟店に2ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより（加盟店との連絡不能による場合は、第35条第3項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、本契約を解約できるものとします。</p> <p>【第40条（規約の変更、承認）】</p> <p>【第41条（本規約に定めのない事項）】</p> <p>【第42条（合意管轄裁判所）】 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>【第43条（準拠法）】</p>	<p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 事前書面通知期間の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 合意管轄裁判所場所の明記</p> <p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p>

【新旧対照表】店頭販売加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
<p><加盟店情報の取扱いに関する同意条項> 【第7条（条項の変更の位置付けおよび変更）】 2. 本同意条項は、「関西みらい銀行 店頭販売加盟店規約」 第39条に準じる方法により、当社が必要な範囲内で変更できるものとします。</p>	<p><加盟店情報の取扱いに関する同意条項> 【第7条（条項の変更の位置付けおよび変更）】 2. 本同意条項は、「関西みらい銀行 店頭販売加盟店規約」 第40条に準じる方法により、当社が必要な範囲内で変更できるものとします。</p>	<p>➤ 条項追加に伴い条項番号の変更</p>

以 上